



## 北海道チャンピオンシップ協会中学部 内部通報制度

### **1. 制度の目的**

- ・協会活動における法令違反・不正行為・ハラスメント等を早期に発見・是正する
- ・加盟団体・指導者・保護者・関係者が安心して通報できる環境を整備する
- ・公正・安全・信頼ある協会運営を維持する

### **2. 通報対象となる行為**

- ・法令違反（例：個人情報漏洩、暴力行為、金銭不正）
- ・ハラスメント（身体的・精神的・性的・パワハラ）
- ・大会運営・審判・選抜活動における不公平・不正
- ・会の名誉・信頼を損なう行為

### **3. 通報者の保護**

- ・通報は匿名でも可能
- ・協会関係者および調査に必要な範囲を除き、第三者に開示しない
- ・通報を理由とした不利益な取り扱いは禁止
- ・通報内容は厳重に管理し、関係者以外には開示しない

### **4. 通報方法**

- ・専用フォーム（協会ホームページ内）
- ・メール：h.championshipno1@gmail.com
- ・書面提出（協会事務局宛）
- ・代表者・理事を通じた報告も可（希望者のみ）

### **5. 対応体制**

- ・コンプライアンス委員会が通報内容を受理・調査
- ・必要に応じて外部専門家を交えた判断
- ・必要に応じて、関係者への処分・指導・制度改善を含む是正措置を講じる
- ・通報者への対応結果の通知（希望者のみ）

### **6. 再発防止と教育**

- ・通報事例をもとに研修・啓発活動を実施

- ・加盟団体・指導者・審判員への定期的な周知
- ・ガイドライン・細則の見直しと改善

## **7. 制度の周知と信頼構築**

- ・協会ホームページ・大会資料・代表者会議で制度を周知
- ・保護者会・代表者会議・大会資料等を通じて、継続的に周知・説明を行う
- ・「声を上げられる環境づくり」を継続的に推進

## **8. 制度の評価と改善**

- ・通報受理後、原則として 30 日以内に一次対応（調査開始・通報者への連絡）を行う。調査完了後は、速やかに是正措置を講じ、希望者には結果を通知する。
- ・内部通報制度は、年 1 回以上コンプライアンス委員会にて運用状況を評価し改善案を理事会に提案する。
- ・改善案は、加盟団体・指導者・保護者の意見も踏まえ、制度の信頼性向上を目的として策定する。